

高山市第九次総合計画策定に伴う調査分析等業務委託プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、「高山市第九次総合計画策定に伴う調査分析等業務委託」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査員

審査員は、本市の職員2名、有識者2名の4名をもって充てる。

(2) 企画案、事業実施能力等に関する審査

ア 各項目における評価点の合計点は250点とする。

イ 審査項目及び配点は、別紙1「審査項目及び評価内容」のとおりとし、審査はプレゼンテーションを実施し、別紙2の「評価審査表」により評価を行う。

(3) プロポーザル審査の対象

市が別に定める「高山市第九次総合計画策定に伴う調査分析等業務委託プロポーザル実施要領」の「4 企画提案(1)」に示す提出書類とする。

(4) 契約候補者の決定方法

各審査員の合計点により順位を付す。採点結果に基づき、契約候補者を1者選定する。

(5) 同点の取り扱い

採点結果が同点だった場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。

再審査においても、なお同点だった場合は、各審査員の協議によって順位を決定する。

(6) 最低基準

総評価点数の6割を最低基準点とし、各審査員の採点結果の総合計が最低基準点を満たさない参加者は選定の対象としない。

(7) 参加者が1者の場合又ははない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、審査の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

高山市第九次総合計画策定に伴う調査分析等業務委託

審査項目及び評価内容

審査項目	評価の視点	評価点
調査分析等	ア 現総合計画を理解したうえで、当市の現状を把握するための適切なデータ収集や分析方法であるか	30
	イ 現総合計画を理解したうえで、効果的な分析、評価の方法であるか。有識者は妥当か	30
	ウ 現人口ビジョンを理解したうえで、当市の現状を把握し、論理的で整合性のある分析、推計方法であるか	30
	上記ア～ウを総合的に捉えた分析、評価として、有益な提案であるか	10
総合計画のあり方の研究	業務の趣旨を理解しているか。目的の達成につながる適切で有益な提案であるか	50
地域のまちづくりの方向性の研究	業務の趣旨を理解しているか。目的の達成につながる適切で有益な提案であるか	50
その他提案	その他の業務提案において、有益で実現可能な提案であるか	10
業務実績・業務体制	本業務と同等の受託実績が十分あるか 業務遂行のために必要な人員配置及び役割分担が整っているか。経験が豊富で十分な能力を有しているか	10
見積金額	(最低見積金額/見積金額) × 配点 (小数点以下切り捨て)	10
業務に対する姿勢	明瞭な説明、的確な質問対応、知見の高さ、熱意が感じられるか	10
全体評価	市の考えを十分理解し、有益で実現可能な提案内容となっているか	10

合計 250 点満点

高山市第九次総合計画策定に伴う調査分析等業務委託

評価審査表

提案者	
-----	--

審査（採点）者： _____

審査項目	評価の視点	評価点
調査分析等	ア 現総合計画を理解したうえで、当市の現状を把握するための適切なデータ収集や分析方法であるか	／30
	イ 現総合計画を理解したうえで、効果的な分析、評価の方法であるか。有識者は妥当か	／30
	ウ 現人口ビジョンを理解したうえで、当市の現状を把握し、論理的で整合性のある分析、推計方法であるか	／30
	上記ア～ウを総合的に捉えた分析、評価として、有益な提案であるか	／10
総合計画のあり方の研究	業務の趣旨を理解しているか。目的の達成につながる適切で有益な提案であるか	／50
地域のまちづくりの方向性の研究	業務の趣旨を理解しているか。目的の達成につながる適切で有益な提案であるか	／50
その他提案	その他の業務提案において、有益で実現可能な提案であるか	／10
業務実績・業務体制	本業務と同等の受託実績が十分あるか 業務遂行のために必要な人員配置及び役割分担が整っているか。経験が豊富で十分な能力を有しているか	／10
見積金額	(最低見積金額／見積金額) × 配点 (小数点以下切り捨て)	／10
業務に対する姿勢	明瞭な説明、的確な質問対応、知見の高さ、熱意が感じられるか	／10
全体評価	市の考えを十分理解し、有益で実現可能な提案内容となっているか	／10

合計 250 点満点

